

寄付金収入に関する実務指針

平成 15 年 2 月 18 日

改正 平成 27 年 10 月 7 日

日本公認会計士協会

| | 項番号 |
|-------------------------|-----|
| 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 | 1 |
| 《1. 適用範囲》 | 1 |
| 《2. 背景》 | 4 |
| 《Ⅱ 会計処理及び監査上の取扱い》 | 6 |
| 《1. 会計処理》 | 6 |
| 《2. 監査上の取扱い》 | 7 |
| 《(1) 留意事項》 | 7 |
| 《(2) 参考事項の記載》 | 8 |
| 《(3) 後援会等の取扱い》 | 9 |
| 《Ⅲ 適用》 | 10 |

《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》

《1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、学校法人における寄付金収入の会計処理及び監査上の取扱いに関する指針を提供するものである。
2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」
 - ・ 監査基準委員会報告書 300「監査計画」なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項）。
3. 本実務指針は、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《2. 背景》

4. 寄付金収入は、学生生徒等納付金収入、補助金収入、雑収入などと混同しやすい収入であるとともに、受贈時期や金額が一定ではなく、収受にもいろいろな形態がある。また、文部科学省では、寄付金の受入れについて監査の指定事項に掲げ、監査に当たって特に入学者又はその関係者からの受入れに留意するよう求めているところである。
5. 本実務指針は、平成 25 年の学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日 文部省令第 18 号）の改正に伴い、学校法人委員会報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」（平成 15 年 2 月 18 日）の見直しを行い、実務指針としたものである。

なお、寄付金収入の取扱いに関して、文部科学省から「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日 高私参第 9 号及び第 10 号）が、日本公認会計士協会から「自主規制・業務本部 平成 27 年審理通達第 1 号「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いに関する監査人の対応について」」（平成 27 年 4 月 10 日）がそれぞれ発出されていることに留意されたい。

《Ⅱ 会計処理及び監査上の取扱い》

《1. 会計処理》

6. 寄付金収入の帰属年度は、寄付金品の受領日の属する年度とし、寄付の申込みがあった場合でも寄付金品を受領するまでは未収入による計上は妥当な処理として認め

られない。ただし、翌年度入学予定の学生生徒等に係る寄付金は、受領年度においては前受金収入とし、翌年度の事業活動収入とすることができるが、所轄庁の指示がある場合に限られるものとする。

また、補助金収入（国又は地方公共団体からの助成金のほか、国又は地方公共団体からの資金を源資とする間接的助成金である日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。）に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等を除き、寄付金収入として処理するものとする。

《 2. 監査上の取扱い》

《(1) 留意事項》

7. 寄付金は入学者又はその関係者から收受するもののほか、その他の者から收受するものもあり、收受の時期や金額が一定ではない。また、寄付金は寄贈者の任意的行為であるとともに、募集に応じて行われる寄付のほか寄贈者の意思によって一方的に行われることなどもあり、一般的に固有リスクが高く、かつ統制リスクも高いため、発見リスクの水準を低く抑えることが求められる。

したがって、寄付金項目自体が有する固有リスクを慎重に認識し、寄付金の募集は所定の承認手続を経ているか、募金の趣旨等が書面により明示され管理方法が明確にされているか、寄付金の申込みや払込みが適切に行われているかに特に留意して監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定して、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるよう留意する。

また、寄付金の受入れに関する手続の妥当性等について監査事項に指定されている場合には、参考事項の記載について検討する。

《(2) 参考事項の記載》

8. 寄付金の受入れに当たり、監査意見には影響を及ぼさないが所轄庁の通知等に反する事項がある場合は、監査報告書に参考事項として記載する。

参考事項の記載内容は、所轄庁の通知等に記載された事項又はその趣旨によることとなる。したがって、文部科学大臣所轄学校法人の場合には、大学において次の各項に反する場合、その旨を参考事項に記載し、また、後援会等から監査に係る資料の提出がない場合には、その旨を参考事項に記載するものとする。

- ① 学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する大学への入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。
- ② 寄付金又は学校債の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめること。

- ③ 寄付金又は学校債を募集する場合は、学生募集要項において、応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記すること。また、寄付金又は学校債の募集趣意書において、応募が任意であること、その用途その他必要事項を明記すること。
- ④ 学校債の引受者に対して寄付金への変換を引受時に約束させ、又はその後においても特別な事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。
- ⑤ 入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄付金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、全て学校法人が直接処理すること。

《(3) 後援会等の取扱い》

9. 後援会等は学校法人とは別の団体であるため、監査範囲に含まれないが、寄付金の受入手続の適正性に関し監査事項として指定がある場合、寄付金の募集が後援会等を通じて行われているかを確認し、当該団体における必要な諸項目について、監査対象とするものとする。

また、寄付金の受入手続の適正性に関し監査事項の指定がない場合であっても、監査人が必要と認めた場合には、後援会等の同意・協力を得て監査対象とするものとする。

《Ⅲ 適用》

10. 本報告は、平成15年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。
ただし、2.(2)参考事項の記載の③は、平成15年度に配布される募集要項に関する監査から適用する。
なお、学校法人委員会報告第15号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて（Ⅰ）」（昭和49年3月20日 日本公認会計士協会）及び学校法人委員会報告第26号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い（Ⅱ）」（平成9年3月25日 日本公認会計士協会）は廃止する。
11. 「学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正について」（平成27年10月7日）は、平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用する。ただし、平成27年10月7日改正の本実務指針の適用前の会計年度に係る監査については、従来どおり「学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」」（平成15年2月18日）を適用する。

以 上